

2017年2月

アフリカ知的財産ニュースレター 2017年2月号(Vol.18)

アフリカの経済・知財に関わる重大ニュース

はじめに

本号では、次のような話題について取り上げる。

- ・サブサハラ・アフリカに関する経済予測
- ・アフリカで最も革新的な経済圏の一つであるモーリシャスで導入された印象的な新知的財産法
- ・アフリカ最大の経済圏ナイジェリアから届いた知財登録関連のニュース
- ・アフリカの主要な経済圏の一つである南アフリカで示された重要な判決2件

アフリカ経済の展望

2017年に向けての展望は穏当なものである。「サブサハラ・アフリカ経済スナップショット(*Economic Snapshot of Sub-Saharan Africa*)」と題された記事(2016年12月14日刊行の*Focus Economics*に掲載)によれば、ナイジェリアと南アフリカという主要な経済圏の成長は2016年になって鈍化してきた—ナイジェリアの場合、原油価格の低迷と現地通貨ナイラの下落により経済が大幅に低落した。しかし、モザンビークの成長は加速してきている。

2017年には世界経済の好転が予想され、加えて物価の上昇が見込まれることもあって、上述したような事態はいくぶんか改善される見通しである。2017年の経済成長率は2.9%、2018年には3.9%と予測されている。サブサハラ・アフリカにおいて最も急速な経済成長が期待されるのはコートジボワールであるが、エチオピア、タンザニア、ガーナ、ケニアもそれぞれ順調に発展していくものと予想される。

国際通貨基金(IMF)は2016年10月に、「サブサハラ・アフリカの地域経済展望(*Regional Economic outlook for Sub-Saharan Africa*)」を発表した。成長が最低の水準まで下落する時期がしばらく続く可能性が高い、とIMFは言う。それにも関わらず、同地域の国々の約半数は原油の安値による恩恵を享受できる上、ビジネス環境やインフラ投資も改善されているため、引き続き上手くやっていけるだろうとIMFは述べている。重要なのは、「サブサハラ・アフリカが計り知れない経済的ポテンシャルを秘めた地域であることに変わりはない」とIMFが語っていることである。

モーリシャス:知財新法

はじめに

モーリシャスの当局は、知財に関する新法案「2016年産業財産法(*Industrial Property Bill 2016*)」(以下「新法」という)を公表した。意見公募期間は2017年1月31日を以て終了している。モーリシャスは他のアフリカ諸国の先例に倣って、自国の知財関連法規すべてを一つの成文規定にまとめようとしている。我々の見解によれば、これは歓迎すべき展開である。知財法がよりアクセスしやすい存在になるからだ。

新法は、同法の適用対象となるすべての知財権(特許、実用新案、集積回路の回路設計、植物品種、意匠、商標、商号、地理的表示)について、それぞれ個別の章を設けている。さらに、特許の章には特許協力条約(PCT)に基づく国際特許を規定した節が、意匠の章にはハーグ協定に基づく国際意匠について定めた節が、商標の章にはマドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)に基づく国際商標登録を扱った節が、それぞれ盛り込まれている。商標の章に含まれる上記の節は、モーリシャスを指定国とす

る国際登録とモーリシャスで出願された国際登録とを明確に区別している。最後に、新法には行政や一般規定に関わる事項を定めた章が含まれている。我々の見るところ、この法案は非常に良く考えられたものである。

これら様々な章について、目立つ点をいくつか以下に示す。

行政

以下に示すように、3つの異なる行政機関が知財を所管することになる。

- モーリシャス産業財産庁 (Industrial Property Office of Mauritius) — これは登録機関であり、同法の適用対象となる権利すべてについて個別の登録簿が作成されることになる。
- 知的財産審議会 (Intellectual Property Council) は、諮問機関としての性格を持つことになる。
- 産業財産裁判所 (Industrial Property Tribunal) は、審判機関としての機能を果たし、産業財産庁長官の決定に不服がある場合の申立や無効の申立を処理することになる。

特許

新規性

新規性の判断基準は絶対的新規性となる。

所有権

契約に別段の規定がない限り、従業員がなした発明に関する特許権者は雇用主となる。

ただし、これには例外が存在する。例外の一つとして、雇用主が得る経済的利得が「従業員の給与と比較して不相応に高額であり、かつ、当該従業員を雇用した時点で同人の発明的所産がもたらす利益に対する合理的な期待が雇用主側にあった場合」、従業員は「妥当な報酬」を受け取る権利を有するという規定がある。

審査

出願に対応する外国出願について詳細情報（調査結果や最終決定を含む）を提供するよう出願人に要求することができるという意味で、新法は実体審査を想定している。

異議申立

異議申立に関する規定は存在する。文書の提出と最終的な審理に関わる規定である。

保護期間

特許維持年金の支払を条件として、特許期間は20年間となる。

権利

特許権者が享受する権利の制限の一つとして、「免許を有する医師又は歯科医が提供した処方に従い、個人の治療に関して即時的に行われる薬剤の調合」がある。

強制実施許諾

強制実施許諾については広範囲にわたる規定が設けられている。特許出願日から4年又は特許付与日から3年の期間が経過するまでは、製品の提供不十分を理由とした強制実施許諾の申立を行うことはできない。

無効

無効に関する規定が存在し、無効化された特許は当初から無効であったものと見なされる。

PCT

PCTに関する特別の規定が存在し、特にモーリシャスを指定国とする国際出願、国内移行出願、国内段階への移行が失敗した後の権利の回復、手続処理について定めている。

実用新案

新規性

新規性の判断基準は絶対的新規性となる。

審査

新法は実体審査を想定している。

保護期間

登録期間は出願日から6年とされ、2年間ずつ2回を上限とする更新が認められる。

切り替え

特許出願から実用新案出願への切り替えおよび実用新案出願から特許出願への切り替えについて定めた規定が存在する。

異議申立/無効

異議申立は存在しないが無効に関する規定は存在する。

集積回路配置

要件

登録の要件は以下のようになっている。

- 回路配置は独創的なものでなければならない。言い換えれば、創作者自身の知的努力の成果であって一般に普及していないものでなければならない。
- 回路配置は過去に商業的に利用された実績のないものでなければならない。又は、2年を超える期間にわたって商業的に利用された実績のあるものであってはならない。

一般に普及している素子と相互接続の組合せから成る回路設計の場合、その組合せが全体として独創的であれば保護の対象となりうる。

審査

新法は実体審査を想定している。

保護期間

世界のいかなる地域においても商業的に利用されたことのない回路配置がモーリシャスで出願された場合には出願日から10年が経過した時点、又は、世界のいずれかの地域で最初に商業的に利用された日から10年が経過した時点(いずれか早期に到来した方の時点)で登録は失効する。

無効

登録の無効に関する規定が存在する。

強制実施許諾

特許の強制実施許諾に関する規定が、集積回路の回路設計にも適用される。

植物新品種

内国民待遇

植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV)の締約国の国民ならびに締約国において登録されている企業は、内国民待遇を与えられる。

要件

登録の要件として、登録される品種は新規性、区分性、均一性および安定性を有していなければならない。

優先権

UPOV 締約国でなされた出願から12か月間の優先権が存在する。

審査

方式審査が実施される。当局は方式審査後に実体審査を行うことができる。また、モーリシャス以外の国・地域の当局との間で審査を目的とした協定を締結することもできる。

付与される権利

登録により賦与される権利は、繁殖、増殖のための調整、販売申出、販売その他による商業的提供、輸出、輸入、以上のいずれかの行為を目的とする保管に適用される。

期間

登録維持年金の支払を条件として、登録機関は出願日から25年とされる。

名称

品種の名称に関する詳細な規定が存在する。

無効

育成者権の付与の無効に関する規定が存在する。

意匠

新規性

登録される意匠は新規で独創的なものでなければならない。また、新規性の判断基準は絶対的新規性となる。

機能性

意匠が「専ら技術的又は機能的な配慮によって決定づけられる特徴」である場合、そのような意匠は登録の対象とはならない。

審査

新法は実体審査を想定している。

保護期間

登録期間は出願日から5年とされ、5年間ずつ3回を上限とする更新が認められる。

異議申立/無効

異議申立は存在しないが無効に関する規定は存在する。

ハーグ協定

ハーグ協定に基づく国際意匠に関係する手続上の事項を定めた規定が存在する。

商標

定義

商標は、「視覚的に認識可能な標識又は複数の標識の組合せ」であって、商品の「色の組合せ」および形状を含むと定義されている。この定義は、においや味の商標登録の可能性を排除しているように思われる。

審査

優先権の審査を含む実体審査が実施されることになる。

周知商標

周知商標保護は存在するが、それがパリ条約第6条の2にいう「周知商標」のことを指しているのかが明らかになっていない。

異議申立

異議申立が認められる範囲が規定され、最終的には審理が実施される。

保護期間

登録期間は10年であり、その後は10年ずつの更新が認められる。更新の回数に制限はない。

権利の消尽

侵害の訴えに対する抗弁として、国際的な権利の消尽が適用される旨を主張することができる。

無効

無効に関する規定が存在する。

不使用

連続3年以上の期間に及ぶ不使用を理由とした登録抹消に関する規定が存在する。

団体商標および証明標章

団体商標および証明標章の登録に関する規定が存在する。

マドリッド・プロトコル

モーリシャス国民による国際登録出願とモーリシャスと指定国とする国際登録の両面で、マドリッド・プロトコルに関する詳細な規定が存在する。

モーリシャスを指定国とする国際登録について定めた規定は、以下のような多数の事項を扱っている: 国内当局による拒絶; 権利付与の決定; 暫定拒絶に続く最終決定; 国際登録の効果; 無効; 国内登録の差替; 取り消された国際登録の国内出願への変更。

マドリッド・プロトコルに署名しているアフリカ諸国の中には、国際商標登録がどのように機能するかに関して相当の不確実性があるように思われる国もあることを考えれば、この主題に関する上記のようなきめ細かな対処は非常に歓迎すべきことである。

ただし、モーリシャスがまだマドリッド・プロトコルに加入しておらず、実際には同国内に若干の反対論があるという点に留意すべきである。それゆえ、新法の発効時期は2017年の後半になるだろうと予想されているが、その発効前にマドリッド・プロトコルに関する規定が除去される可能性もある。こうした状況については注意深いモニタリングが必要であろう。

商号

要件

商号は、企業の性質に関して人を欺罔するものであってはならない。

侵害

登録の有無に関わらず、商号は「第三者がなした違法行為」に対して保護される。そのような行為の中には、権利者の商号を第三者が商号又は標章として後続使用することや、公衆を欺罔する可能性があるような類似の名称又は標章を使用することが含まれる。

地理的表示

出願人の資格

地理的表示の登録に関する規定が存在する。この登録を行うことができるのは、生産者団体か、生産者団体を代行する管轄当局である。

願書の記載内容

登録出願の願書には、以下の事項を明記しなければならない:出願人の名称;登録対象となる地理的表示;地域;商品;商品の具体的な特徴;商品の生産地および生産方法;商品の特徴と生産地および生産方法との関連性;商品の特徴を管理する方法。

審査

新法は実体審査を想定している。

異議申立

異議申立に関する規定が存在する。

保護期間

登録期間は 10 年であり、その後は 10 年ずつの更新が認められる。更新の回数に制限はない。

登録の効果

登録の効果として、関連の地域で活動している生産者以外の者は、指定された製品について商取引の過程で当該地理的表示を使用する権利を持たないことになる。

無効

無効に関する規定が存在する。

一般規定

特に、権利者変更の登録、実施許諾の登録、最高裁への上告、知財関連の犯罪に関する規定が存在する。

ナイジェリア:自動化の成功

統計が示唆するところによれば、ナイジェリア登録局が実施した自動化は効果を上げており、今では多くの者が新たな「産業財産自動化システム(IPAS)」を利用している。2016年にナイジェリアで提出された特許出願は908件、商標出願は19,400件であった。

南アフリカ:重要な判決

特許に関する判決

南アフリカ最高裁(SCA)は、特許に関する重要な判決 — *Pasadena v Resca (137/2016) (2016) ZASCA 204 (15 December 2016)* — を言い渡した。

この訴訟においては、南アフリカの発明者2名が銃を安全に保持するホルスターの特許を取得したという事実があった。特許発明は「ロック式ホルスター」と称され、「カム面」と呼ばれる技術が関係していた — このホルスターには銃を確実に安定させる第2のカム面が存在していた。この発明者たちは、ライバル企業が「スイベル・ホルスター」という安定型ホルスターを販売に供していることに気づき、特許侵害のかどで提訴した。彼らは第一審で勝訴したが、この事案は最高裁(SCA)に上告されることとなった。

上告を受けた判事は、大量の技術的な詳細情報に対処する必要があり、時には内容を把握するのが極めて困難な場合もあった。しかし、同判事は特許法を非常に簡潔な文言で説明しており、彼の解説は今後の多くの事案で役立つものと見込まれる。同判事は以下のように述べた。

- 特許には発明の記述又は特許明細書が含まれ、それらは当業者にとって理解可能な方法で発明を説明している。
- さらに、特許には特許請求項(クレーム)が含まれている。クレームは独占権の及ぶ範囲を画定し、限定するものであり、それによって特許を囲む「フェンス」又は「境界」となっている。英国のある裁判所は「特許請求されていないものは放棄されたものである」と述べた。別の裁判所は、「発明者が金鉱を発見したというだけでは十分ではない。クレームという杭を打ち込んで境界を画さなければならない。クレームという杭の外側にも黄金があるならば、それは万人が自由に使える財産である」と述べている。
- クレームに関して、「法律家が、その学習された耽溺癖ゆえにあまりにも頻繁に誘惑される、些事にこだわる文言分析の類…の適用に由来する」逐語的な解釈を避けるため、同判事は目的論的な解釈を採択しなければならなかった。
- この目的論的な解釈の真意は、「発明全体のコンテキストに留意しつつ、クレームの本質的要素として意図されたものが何かを明らかにすることであった。
- 侵害の立証という問題については、判事は以下のような判断基準を示した:「特許権者は、自らのクレームの本質的要素を被告がことごとく採用していることを立証しなければならない。それゆえ、クレームの真の解釈に基づき、特許に含まれるクレームが特定の要素の組合せについて特許を請求しており、侵害被告がそのうちの一つの要素を採用していなかった場合、被告は侵害責任を免れることになるだろう」。

この訴訟で問題となったクレームには 13 個の要素が示されていた。そのうちの 1 個が、銃をロックされた状態にする第 2 カム面である。この要素が被告の製品には欠けていた。従って、特許侵害は成立しないことになる。

商標に関する判決

さらに、SCA は商標についても重要な判決 — *Yuppiechef Holdings (Pty) Ltd v Yuppie Gadgets Holdings (Pty) Ltd (1088/2015) 2016 ZASCA 118 (15 September 2016)* — を言い渡している。

この訴訟の事実関係は次のようなものであった。「Yuppiechef」という名称のオンライン小売業者があり、高級キッチン用品および家庭用品を専門に扱っていた。同社は「Yuppiechef」という商標を様々な商品分類 — 第 8 類、第 11 類および第 21 類 — について登録していた。さらに「Yuppie Gadgets」という別のオンライン小売業者があり、この業者は、「ノベルティ商品」と判事が表現した商品を専門に扱っていた。Yuppiechef は、商標権侵害のかどで Yuppie Gadgets を提訴し、SCA は Yuppiechef に不利な判決を下した。この判決の特に興味深い特徴をいくつか以下に示す。

- 自社の商標使用はサービスに関するものであって商品に関するものではないため、一次侵害(同一の商品又はサービスに関する使用)の問題は発生しえない、と Yuppie Gadgets は主張した。判事はこれに同意した上で、この問題について若干の見解を示し、物理的な店舗を有する小売業者もしくはオンライン小売業者から商品を購入する者は、その商品の発売元が当該小売業者であるとは考えていないと述べた。判事も、Yuppie Gadgets が物理的表示その他の方法で問題の商標を商品に使用した事実はないと述べている。Yuppiechef は小売等役務に関する

る第 35 類に商標を登録すべきであった、と判事は示唆した。そうしていれば、単に商標の類似性のみが争点となるはずであったというのである。

- しかし、たとえ Yuppiechef が小売等役務に関する登録を所有していたとしても、この訴訟で勝訴することはできなかったであろう。判事は、両者の商標が混同を惹起するほどに類似しているとは考えなかったからである。
- 判事は、相当の時間を費やして一般的な特徴である「yuppie」(ヤッピー)という文言について考察している。この言葉は「若く、都会的な、又は上昇志向の職業人 (young, urban or upwardly-mobile professional person)」という表現を略した頭字語として 1980 年代に生まれ、後に廃れて使用されなくなった、と判事は説明した。しかし、その後で暗示は、この言葉は一種のカムバックを果たしたと述べている。その後以下のような発言が続く。
「多くの判例において、商標や著作権の目的は人々が英語の一般用語に対する独占権を確保できるようにすることではないと言われてきた — yuppie は普通に使われている一般的な言葉である」。
- 「yuppie」以外の要素である「chef」と「gadget」について判事は、それぞれが商標の「不可欠の部分」をなしているがゆえに無視できないと述べている。判事はさらに言を続けて、これら「yuppie」以外の文言が混同されることはありえない、従って、これらの文言の組合せによる 2 つの商標は「全く異なっている」と述べた。

この論証は非常に説得力があるとは言えない。ある言葉が辞書に出ている言葉であるという単なる事実は、それがごく普通に使用される言葉であるとしても、この訴訟の真の争点ではないからである。真の争点は、訴訟に関わる製品にその言葉が関係しているか否かということである。自明な例を一つ挙げてみよう。「apple」は辞書に出てくる言葉でごく普通に使われているが、コンピュータおよびモバイル装置については固有の識別性を有している。Yuppie 以外の「chef」、「gadget」という言葉の非識別性に判事が言及しなかったことも驚きである。

- 類似商品による侵害に関して言えば、商標登録の対象となった商品と同じ商品を販売するという小売業を営んでいることで、商品/サービスの類似性が生じるという主張に判事は納得していない。判事は次のように述べている:「それは、商品商標と役務商標との間の間に橋を架けようとする試みのように思われる…他の役務のことはさておくとしても、それらの役務が商品に似ていることがどうしてあり得るのか、本官には釈然としない…商品の本質的な性質は役務の本質的な性質とは全く異なっているし、その逆もまた然りである」。

こうしたアプローチは、小売ブランドに関係する南アフリカの別の判例にも見受けられる。しかし、この点に関して SCA が外国の判例の分析に取り組まなかったのは残念なことだ。

- オンライン小売事業について考察するに当たって、そこに特段の争点があると判事は考えた。インターネットユーザーは情報通であるから容易に混同をきたすことはない、と判事は言う。彼らは一般的な広告とリスティング広告とを識別できるし、ドロップダウン・メニューにも慣れている。判事はさらに、オンラインによる物品購入プロセスに内蔵されているセキュリティ機能が混同の可能性を減少させる(オンライン購入の際にはしばしば詳細を確認する必要がある)という事実にも言及している。それゆえ判事は、「購入のプロセスが、熟考のための時間を常に提供している」と述べたのである。

結論

アフリカに関する展望は、全体としてかなり良好である。低経済成長の1年が過ぎ、2017年の成長は妥当なものとなるだろう。知財に関していえば、進歩的な統一知財法という点ではモーリシャスが先陣を切った。その一方で、南アフリカ最高裁は、知財事案に関して他のアフリカの裁判所が追随する可能性のある判決を引き続き示している。

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 18 (2017年2月)

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2017年2月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。